

調査報告書発行依頼書

令和 年 月 日

守口市長様

申請者氏名

下記物件について、建築基準法第 77 条の 21 に基づく指定確認検査機関による確認を受けますので、調査報告書の発行を依頼します。

記

【1 指定確認検査機関名】	ビューローベリタスジャパン株式会社
【2 地名地番】	守口市
【3 建築主】	
(住 所)	
(氏 名)	
(電話番号)	()
【4 代理者】	
(資 格)	() 建築士 () 登録 号
(氏 名)	
(建築士事務所名)	() 建築士事務所 () 知事登録 号
(所 在 地)	
(電話番号)	()

受付番号	※ 決 裁 欄				収受日	年	月	日	受領日 年 月 日
	課 長	課 長 代 理	主 任	担 当	起案日	年	月	日	
守住検 第 一					決裁日	年 <th>月</th> <th>日</th> <td rowspan="2">受領印</td>	月	日	受領印
					施行日	年 <th>月</th> <th>日</th>	月	日	

(添付書類) ☐ 委任状 ☐ チェックリスト ☐ 付近見取図(建築計画概要書と同じもの)

委 任 状

私儀、氏名 _____ 印 を代理人と定めて
次の権限を委任します。

- 1、 建築基準法第77条の21に基づく指定確認検査機関による、確認を受ける為の
調査報告書の発行に関する一切の手続きについて。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

調 査 報 告 書

※ 第 号
※ 令和 年 月 日

指定確認検査機関名

ビューローベリタスジャパン株式会社 様

守口市長

申請地に関して調査した結果は次のとおりです。

【確認申請の種類】	☐ 建築物 ☐ 工作物
【建築主氏名】	
【代理者氏名】	
【地名地番】	守口市

1 地域・地区関係

【都市計画区域】	■市街化区域					
【防 火 区 域】	□防火地域 □準防火地域					
【用 途 地 域】	□第一種中高層	(建ぺい率	)	(指定容積率	)	
	□第二種中高層	(建ぺい率	)	(指定容積率	)	
	□第一種住居	(建ぺい率	)	(指定容積率	)	
	□第二種住居	(建ぺい率	)	(指定容積率	)	
	□準住居	(建ぺい率	)	(指定容積率	)	
	□近隣商業	(建ぺい率	)	(指定容積率	)	
	□商業	(建ぺい率	)	(指定容積率	)	
	□準工業	(建ぺい率	)	(指定容積率	)	
	□工業	(建ぺい率	)	(指定容積率	)	
【その他地域・地区】	□特別業務地区（第一種・第二種） □特別工業地区					
	□中高層階住居専用地区					
	□高度利用地区					
	□大阪府景観計画区域					
	□防災街区整備地区計画区域					
	□国道１号・府道京都守口線及び大阪中央環状線沿道地区計画区域					
【下水道処理区域】	■公共下水道処理区域					
【建築基準法による 許可・認定等】	□許可(条 項)					
	年 月 日 付	許通守口市				号
	□認定(条 項)					
	年 月 日 付	認通守口市				号
【その他必要事項】						

2 都市計画法関係

【都市計画法による 許可・承認等】	開 発 許 可（第 29 条）	☐ 有	☐ 無
	建 築 承 認（第 37 条）	☐ 有	☐ 無
	都市計画施設（第 53 条）	☐ 有	☐ 無

3 申請敷地に接する道路関係

付近見取図（（注）建築計画概要書(第三面)の付近見取図と同様に記入）	
【前 面 道 路】	☐
	☐
	☐

※ 特 に 報 告 す べ き 事 項	

調査報告書発行依頼書添付チェックシート

【質問 1】 守口市開発行為指導要綱第 4 条に規定する協議（届出書含む）を完了している。	☐ はい	→ 調査報告書発行依頼書をご提出ください
	☐ いいえ	→ 質問 2 へ
【質問 2】 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び建築基準法第 2 条第 1 項に規定する建築物を建築する行為にあたらぬ（ 工作物である ）	☐ はい	→ 調査報告書発行依頼書をご提出ください
	☐ いいえ	→ 質問 3 へ
【質問 3】 開発区域面積が 300 ㎡以上の開発行為である ※完了後 1 年以内に同一開発者が隣接して開発行為等をする場合は、全体を同一の開発行為等とする。	☐ はい	→ 守口市開発行為指導要綱第 4 条に規定する協議が必要です
	☐ いいえ	→ 質問 4 へ
【質問 4】 守口市開発行為指導要綱第 2 条第 1 項第 6 号に規定する中高層建築物の建築行為である	☐ はい	→ 守口市開発行為指導要綱第 4 条に規定する協議が必要です
	☐ いいえ	→ 質問 5 へ
【質問 5】 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の築造に伴う開発行為である	☐ はい	→ 守口市開発行為指導要綱第 4 条に規定する協議が必要です
	☐ いいえ	→ 質問 6 へ
【質問 6】 下水道課、水道局お客様センター、環境対策課等の関係課と協議済みである（関係課一覧を参照）	☐ はい	→ 調査報告書発行依頼書をご提出ください
	☐ いいえ	→ 各課との協議をお願いします

上記に記載の事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

(申請者または代理者)

住 所 _____

氏 名 _____